

大阪市立天王寺中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「高き知性を目指す生徒」「体を鍛え、心豊かでたくましく生きる生徒」「礼儀正しく、勇気をもって行動できる生徒」育成のために「天王寺中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の三点をあげる。

- (1) 職員間の情報交換を積極的に行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (2) 道徳教育や人権教育に取り組み、思いやりのある豊かな心の育成に努める。
- (3) 学校と家庭・地域が密に連携を取り、一体となっていじめ問題に取り組む。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律を確立させるための生徒指導を徹底する。
- ② 生徒一人ひとりの学習理解度に応じて、チームティーチングや習熟度別少人数授業を行う。
- ③ 指導力向上に向け、各教科において研究授業を実施し「わかる授業」づくりを進める。
- ④ 「校内OJT研修会」（主に講師や採用後5年以内の教員を対象）において、授業づくりや生活指導等についての研修を実施する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 各行事において、生徒による実行委員会を組織し、生徒一人ひとりが活躍することができる活動を充実させる。
- ② 各行事や生徒会活動などを通して、友達や教職員とのかかわり、人とのつながりを感じることのできる集団作りを目指していく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 「いじめは、絶対に許されない行為である」という認識をあらゆる場面で発信するとともに、各学年で発達段階や状況に応じて、生命を尊重する気持ちや思いやりの心を育てるよう、道徳教育・人権教育の深化・充実を図る。
- ② 性教育やキャリア教育を通して、命の大切さやお互いを思いやることの大切さを実感できるよう努める。
- ③ 学級・学年において、全教職員が生徒の様子を観察する機会を積極的に持ち、いじめを許さない雰囲気を学校全体で醸成する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 生徒の様子を観察し、教職員間での情報の共有を徹底する。
- (2) 生徒の相談や悩み事の解決に向け、スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (3) いじめに関するアンケートや教育相談（個人面談）を実施することで、生徒のささいな変化を見逃さないようにする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織として対応する。被害生徒を守ることを徹底するとともに、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上や生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を発見・通報を受けた場合は、学年主任、生活指導部長、生徒指導主事、管理職へ報告する。
 - (2) いじめ事案が発生した場合は、指導や支援の方針等について、上記教職員を中心に協議し、組織的に対応をする。
 - (3) 被害生徒の保護・支援と、加害者徒の指導を徹底するため、学校、家庭・地域が連携して事案に取り組む。
- また、事案に応じて、警察などの関係諸機関とも連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

＜組織名＞ いじめ対策委員会

＜構成＞ 校長（委員長）・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任
養護教諭等（※事案に応じて、学級担任、部活動顧問等を加える。）

＜役割＞

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

＜年間計画＞

- ① 生徒対象いじめアンケート調査（各学期）
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（各学期）
- ③ 教職員研修の実施（4月、6月、7月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページや学年だよりなどで情報を発信し、学校と地域・関連機関との連携を図る。
- ② 学校協議会において、情報交換及び意見聴取を行う。
- ③ 警察、少年サポートセンター、こども相談センター等との連携を密にし、いじめ問題に対して迅速に対応できる体制を整える。

(3) 取組内容の検証

「運営に関する計画」の自己評価及び学校関係者評価によるP D C Aサイクルを活用しながら、取組内容の検証といじめの未然防止・再発防止に努める。

7. 重大事案への対処

- (1) ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- (2) 校内組織メンバーを緊急に招集し、情報収集と整理を行ったうえで、被害生徒の保護・支援、及び加害生徒の指導を速やかに行う。また、必要に応じて関係生徒の保護者にも報告をする。

いじめ発見時からの対応の流れ

